

# 攻めの農業実践緊急対策事業推進費 補助金交付要綱の制定について

〔 25生産第2969号  
平成26年2月6日  
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成27年4月1日 26生産第3195号

この度、攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

## 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成26年 2月 6日付け25生産第2969号

改 正 平成27年 4月 1日付け26生産第3195号

第1 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年 2月 6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に必要な基金の造成に要する経費に対し、都道府県農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年 4月 1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6月23日農林水産省告示第899号）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年 6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費は、定額とする。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の補助事業者にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第4 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうち、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

第6 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

第8 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

第10 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号による支払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第11 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

第12 補助事業者は、事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第3第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第13第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第13 地方農政局長等は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 地方農政局長等は、第7の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの内容をその理由として取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。
- 第15 補助事業者は、基金事業を完了した場合、別記様式第7号による基金残余報告書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けて基金を廃止するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の承認を行うに当たり、基金に残余があるときは、交付した補助金の金額を限度として、補助事業者に対して期限を設けて国への返還を命ずるものとする。
  - 3 前項に基づく補助金の返還については、第13第3項の規定を準用する。
- 第16 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、助成対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。
- 第17 補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認められた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。
- 第18 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 第19 補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

#### 附則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

#### 附則

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第8関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
<p>国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金</p> <p>攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金</p>	<p>攻めの農業実践緊急対策事業推進費</p> <p>補助事業者が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費として、基金の造成に要する経費</p>	定 額	事業費（事務費を含む。）又は国庫補助金の30%を超える増減	事業の中止又は廃止

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

農政局長 殿

（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地  
団体名  
代表者  
印

平成 年度において、下記のとおり攻めの農業実践緊急対策事業を実施したいので、  
攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第3第1項の規定に基づき、攻めの農  
業実践緊急対策事業推進費補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成計画

経 費	補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
攻めの農業実践緊急対策基金造成費				

- 4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日
- 5 添付書類
  - (1) 規約及び会計に関する規程
  - (2) 業務方法書(案)

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。  
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したもつたものから変更があつたものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更等承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第7の規定により申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。



別記様式第3号（第10関係）

平成 年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金支払請求書

番 号  
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者  
印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第4号（第11関係）

平成 年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者  
印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		平成 年 月 日 までに完了したもの		平成 年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
攻めの農業実践 緊急対策事業基 金造成費	円	円	%	円		

（注）「事業費」の欄には、基金の造成額を記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

平成 年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、交付決定通知の内容に従い実施したので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成実績

経 費	補助事業に 要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
攻めの農業実践緊急対策基金造成費				

- 4 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 5 添付書類  
基金造成の口座に係る金融機関の預金残高証明書の写し

別記様式第6号(第12関係)

平成 年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

農政局長 殿

(北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長)

所在地  
団体名  
代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                        | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                                    | 金 | 円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。  
・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)  
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)  
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第7号（第15関係）

平成 年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金基金残余報告書

番 号  
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者  
印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第15第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 基金残余 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）の第5の4の規定に基づく攻めの農業実践緊急対策基金の基金管理状況報告書（別記様式第5号）の写し